

平成 23 年度第 4 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 24 年 2 月 15 日（水） 午前 10 時 30 分～正午 日野市役所 2 階 201 会議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委員 原田 征久（公認会計士 原田会計事務所）	
議事次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議事項</p> <p>（1）抽出案件について（平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの総務課契約締結分）</p> <p>（2）契約からの暴力団等排除措置について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
	質問・意見	回答
	<p>（1）抽出案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出方法等の説明を事務局に求める。 <p>○（仮称）ファーマーズセンター工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どういった案件か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の審査対象期間は、平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 203 件です。このうち、落札率が高いものとして 95%以上を 101 件、また、低いものとして 50%未満のもの 3 件を抽出しています。 なお、落札率が高い方ですが、印刷に関しましては 90%以上のものを抽出することとなっており、12 件を抽出しているところです。 ・一つの工事を業種別に分離して地域企業へ発注し、地域経済の活性化などを目的にした分離発注の方式を取った案件で、建築工事、機械設備工事、電気設備工事

<ul style="list-style-type: none"> ・市が発注する工事のMAX（限度額）はあるのか。 ・大きな額の工事も原則は市内業者への発注となるのか。 ・次回委員会では、参加業者数だけでなく、実際に応札した業者の数も一目でわかるようにしてほしい。 ○「おたより帳」「粘土ほか」購入について <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%となった原因は何か。 	<p>の3件に分けての発注となりました。通常であれば総合評価方式で実施するところでしたが、3件の工事とも指名競争入札で実施しました。建築工事と機械設備工事は、「（仮称）ファーマーズセンター設置に関する基本方針」の中にある「エコひいきな家づくりガイドラン」の編集に携わった「日野市商工会建設業部会」内の「エコひいきな家づくり推進協力会」の会員であることを指名基準にし、電気設備工事は会員がいなかったため市内全者を指名しました。結果は3件とも高い落札率となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の例ですと、市民の森ふれあいホールや小中学校校舎耐震補強工事などで20～25億円ぐらいですが、必要な物は作らなければなりませんので、限度というものはありません。 ・建築工事や土木工事で設計額が3億円以上、その他の工事では1億5千万以上の案件はJV方式をとりますので、必ずしも市内業者とはなりません。 ・資料の中に項目として入れるようにします。 ・今回の案件は、現在、現場で使っているものの補充として購入したものです。製品指定となり、納入業者の販路が狭くな
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・事前に徴する参考見積りが設計のベースになっているのか。 ・落札率 100%の案件が多いのはなぜか。 <p>○日野市指定文化財カード「神明上遺跡出土土器」ほか印刷、介護保険制度改正対応パンフレット印刷について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どれも低入札となっているが、低入札の原因は何か。 ・参考見積りの取り方にもよるのだろうし、中身が確定していないものは仕方ない部分もあるのではないか。 ・特殊な案件については、参考見積りを取る際に職員側も考慮・検討することが必要だろう。毎年のように発注するものは、そうしないとコストダウンにつながっていかないのではないか。 <p>○不燃ごみ処理施設整備修繕、警報用設備</p>	<p>ったため落札率が高くなったものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事のように設計できる業種以外は、市場価格を把握する方法としては参考見積りに頼っているのが現状です。 ・平均的な参考見積りをベースにしているからだと思います。高い参考見積りをベースにしてしまうと低入札を招くことになります。 ・どちらも見積り合せに参加した3者のうち2者は同じような額を示しているため、原課が徴した高い価格の参考見積書をそのまま設計額に反映させて、低入札の結果となったと思われます。 ・過大設計が続けば、当然、予算査定が厳しくなっていくと思われます。
--	---

<p>修繕（日野一小ほか4校）、警報用設備修繕（七生中ほか1校）、教室修繕（平山中）修繕について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高いが原因は何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・希望型でも落札率の低い案件があるがなぜか。 <ul style="list-style-type: none"> ・希望型で申し込み数が少ない案件は、指名競争入札に切り替えることはできないのか。そうすれば競争性が保てるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な傾向があるのではないか。市としても、今までの経験から蓄積があるはず。それを生かせないのか。 <p>○舗装作業に伴う重機械借上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高くなった理由は何が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計金額が3,000千円を超えていたため希望型指名競争入札で実施しました。市ホームページで募集をかけましたが、どの案件も1者しか応募がなく、競争性の薄い結果となりました。 ・同じ希望型でも地域要件を「三多摩」にした案件は、5者以上の応募があり、競争性が保てたと考えています。実際に現場を見ないと判断できない案件と机上である程度設計できてしまう案件という差もあるものと思われます。 ・修繕の設計は参考見積りがベースになっています。この案件は特殊なため、地域要件を都内に広げた結果、80%程度の落札率になったと思われます。 ・募って見ないと何者の申込みがあるかわかりません。現場を見ないとわからない場合もあり、申込みを控える可能性もあると思われます。 ・修繕の場合、10年に一度というようなものもあり、なかなかデータ化できないのが現状です。 <ul style="list-style-type: none"> ・道路課所有のハンドガイド式振動ローラーが購入から27年を経過し、故障と修繕を繰り返す中、交換部品もなくなったため、リースで対応することとしたもので
---	---

<p>○洗濯乾燥機ほかの購入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札となった理由は何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・流通価格はインターネットでも調べられる。いろいろなデータを参考にすべきで、予算の査定も甘いのではないかとわがざるをえない。 <p>○全体的に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退が少なからず見受けられる。原因は何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・談合の可能性はどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の事前公表は、談合を助長するのではないか。公表する以上、積算は公正な額でないといけない。 	<p>す。重機そのものが特殊なため、貸し手も少なく、原課が徴した参考見積書のとおりになったものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名した3者中1者は辞退しましたが、見積書を提出した2者の額の差はそれほど大きくなり、主管課が設定した設計額が過大だったための結果だと思われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の場合は、とりあえず申込みをしておいて、実際に積算をしてみた結果、辞退してしまうケースがよくあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在は現場説明を行っていませんし、電子入札を導入するなど、市としてできることはしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の探り合いや贈賄の防止のために事前に公表しています。現在公表しているのは、工事や測量、設計など基準に基づいて積算をしているものだけです。探り合いがないよう公表しているので、辞退もあるのだと考えています。
--	--

<p>(2) 契約からの暴力団等排除措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回、議題とした背景や制度の概要について説明を求める。 ・契約からの暴力団排除は当たり前だと思うが、なぜ今まで取り組めなかったのか。 ・暴力団を排除するのはいいが、暴力団員でなくなった日から5年経過しないと暴力団員とみなすような規定では、5年間は就労できなくなってしまうし、元の暴力団員に戻ってしまうこともありうる。一度失敗しても、再起できるようにすべきではないか。検討の余地があると思う。 ・随意契約の場合、必要やむを得ない場合を除いて随意契約の相手方としてはな 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都は昨年10月に暴力団排除条例を制定し、各市区町村にも独自の条例を制定するように求めています。現在、近隣で制定しているのは、八王子市、立川市、府中市の3市です。この条例とは別に、市が行う契約に暴力団が関与しないよう排除する要綱制定の要請もあり、多摩26市中10市がすでに要綱を制定しています。日野市としても要綱制定の準備を進めているので、素案の概要を説明し、意見をいただきたいと考えています。 ・東京都では、昭和62年に工事契約から排除する要綱を制定しました。それが都下各市区町村に広がらなかったのは、暴力団やその組員の特定の仕方、警視庁と各自治体との情報のやり取りをする仕組みがうまくできなかったからではないかと思われます。 ・課題として、再度検討します。 ・随意契約は、「この事業者とでない」という前提があります。その契約ができな
---	---

らない、とあるが、どんな契約も結ぶべきではなく、この規定は入れるべきではないと思うがどうか。

- ・現実の問題と規定の仕方を研究してほしい。

○その他

- ・委員会資料の作成について、委員から提案のあった応札した業者数の記載、事務局から提案のあった資料の両面刷りは、次回からそのようにする。

いと市の業務が止まるなど行政運営に大きな支障が出るのが予想されます。すでに制定されている各市の要綱にも規定されています。